

## 福祉委員会

開催日	令和元年12月11日
時間	午前9時30分～午後1時39分
場所	委員会室
出席議員	飛永 勝次、下堂 蘭 稔、伊藤 嘉起、加藤 光則 岡山 克彦 富田 雄二、山内 徳彦 (久野 茂議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 宮崎企画部長 舟橋人事秘書課長 岡田人事秘書課課長補佐 後藤企画政策課長 平子総務部長 岩田財政課長 栗本市民環境部長 石田市民環境部次長兼産業課長 伊藤市民課長 藏城市民課課長補佐 篠田保険年金課長 島津生活環境課長 河口健康福祉部長 加藤健康福祉部次長兼子育て支援課長 佐古健康福祉部次長健康推進課長 鈴木社会福祉課課長補佐 古川高齢福祉課長 酒井高齢福祉課課長補佐 寺社下子育て支援課主幹 犬飼子育て支援課課長補佐
関係職員	浅田議会事務局長 高山議事調査課長 川村議事調査課課長補佐
議案又は協議事項	1. 福祉委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

( 時に午前 9時30分 開会 )

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

それでは、皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから福祉委員会を開催いたします。

なお、オブザーバーとして出席予定の議長、副市長は、天野議員御母堂様の告別式に参列をされておりますので、遅れて出席をされるということでございます。

また、議長からの御挨拶は、割愛させていただきます。

以上、御報告をいたします。

それでは、委員会に入ります。

去る9日の本会議において、福祉委員会に付託となりました議案について御審議いただきますが、その前に、市長からの御挨拶を受けたいと思います。

永田市長。

市長 (永田 純夫君)

改めまして、おはようございます。

本日は早朝より福祉委員会への御出席、大変御苦労さまでございます。

12月に入りまして、あちこちでイルミネーションが始まっておりますけども、清須も初めて、清洲城サクライルミということで、商工会の青年部主催で開催をしていただけたということになりました。今度の土曜日の5時にオープニングセレモニーが行われるということでございますので、お時間がありましたら御出席賜ると幸いだというふうで御案内をさせていただきたいと思っております。

本日は付託されました案件につきまして慎重に御審議を賜り、御賛同賜りますようによろしくお願い申し上げます。

そして、先ほど委員長からお話がありましたが、副市長につきましては、正・副委員長の御了解をいただきまして、所要が済むまで欠席とさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

福祉委員会委員長 (飛永 勝次君)

どうもありがとうございました。

傍聴者はおみえですか。

議事調査課課長補佐 (川村 幸一君)

一般傍聴人はおみえになりません。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

当委員会に付託された所管は、市民環境部及び健康福祉部所管です。

それでは、議案第64号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

当局。

市民課長（伊藤 嘉規君）

市民課長、伊藤でございます。

清須市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提出案件の23ページをお願いいたします。

議案第64号

清須市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提出理由でございます。

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の交付サービスの導入に伴い、規定を整備する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

今回の清須市印鑑条例の一部を改正する条例案につきましては、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機に必要な事項を入力することで印鑑登録証明書の交付を申請し、受け取ることができるよう新たな規定を加えるものでございます。

主な改正内容でございます。

印鑑登録証明書の交付申請及び交付に係る規定の整備を行うため、第12条を改めるものでございます。

第1項、第2項につきましては、市役所窓口における申請及び交付について定めたもので、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項の照合を行い、印鑑登録証明書の交付を行う旨、明記するものでございます。

第3項につきましては、今回新たに項を追加するもので、印鑑登録証明書をコンビニエ

ストア等で交付を受けようとするときには、印鑑登録者はコンビニ等に出向き、そこに設置してある多機能端末機に個人番号カードを使用して必要事項を入力することにより、印鑑登録証を提示することなく印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨、規定するものがございます。

附則

この条例は、令和2年2月3日から施行するものがございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

ただいまから審議に入るわけですが、質疑者、あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑、あるいは答弁に入ってくださいようお願いをいたします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

今回の条例改正は、コンビニエンスストアに設置された多機能端末による印鑑登録証明書の交付サービスの導入に伴うものということですが、個人番号カードを使用することなので、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、コンビニ交付については、地方公共団体情報システム機構を間に入れて委託となるので、再委託と考えればいいのか、まず考え方の問題ですが、質問します。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

清須市としましては、情報システム機構ですね、J-LISと言わせていただきますけども、そちらとの契約となります。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

そうするとですね、市は情報を地方公共団体情報システム機構に預けるだけで、情報を取り扱

うことについては、先ほども言いましたが、地方公共団体情報システム機構がコンビニとの間の契約も行っていくという理解でいいわけですね。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

そのとおりでございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

コンビニの交付手続というのは、コンビニの店員の方が証明書交付を指導する、操作する、こういうことはできないということと言われておるわけです。自身で操作することになります。そうすると、操作できる方のみが前提となると。この辺の懸念がないのかということと、また、コンビニでコピーを使用後に、例えばカードを取り忘れたと。忘れまして取りにいても渡してはいけないというのが今回の制度で、個人番号カードの分だけが遺失物の扱いとなっておりますので、取り扱いの忘れの際は警察に届けることになるということが言われているわけですが、そうすると、先ほど言いましたが、コンビニの方が指導したり、いろいろ操作を手伝うこともできないし、もし忘れておったら警察に届けられないかと。取りにみえても直接渡すことができないと。機構との契約だということで、機構がコンビニとの契約になるわけですけれども、いろんな面でいろんな懸念が生じる。

また、コンビニの方の教育というか、その辺の知識というのが必要になってくる制度だと思うわけですけれども、だんだんだんだんこれはいろんなことを広げていこうとしているわけですので、その辺についての懸念がないのかというところをお聞きします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

コンビニの店員さんにつきましては、個人情報の取り扱いということになりますので、操作のお手伝いとか証明書の発行を手助けするようなことはできないということで、これは契約のほうで決まっておりますので間違いありませんけれども、庁舎、システム時間外に証明書の発行をとりたいたいという声が非常に多くありますので、そういった方たちのお声に応えるためにも、コンビ

ニでの交付のほうを進めていきたいというふうに今回考えて進めております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

サービスという面と使い勝手の問題では、まだ検討せないかん部分があるんですよ。制度だけがどんどんどんどん進んでいくもんですから、情報管理という面では昨今あってはならないような個人情報の流失が問題になっているわけでありまして。信用するだけでは事足りないことばかりが起きているということをもまずここで申し述べておきたいと思っております。

それですね、地方公共団体情報システム、ここと契約になるわけですが、コンビニの利用時間ですね、これはその情報システムが設定した枠内で各自治体が設定する、こういうことになっていたと思うわけですがけれども、清須市の場合はどういうふうにコンビニでの取り扱いの時間設定されるわけですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

証明書の交付時間につきましては、午前6時30分から午後11時までを利用時間として設定しております。

お休みにつきましては、基本的には日・祝日全て行うんでございますけれども、12月29日から1月3日までの間につきましては、サービス時間というのはないということで、お休みという形で取り扱いできない状況でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

これは全国のコンビニと契約されておるところで全部できると思うわけですがけれども、各自治体はその情報システムとの枠内での契約ということになっているということで、今は6時半から11時、大体これほどの自治体もこの時間でやるという認識でよろしいでしょうか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

そのとおりでございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

さらにですね、今回、個人番号カードのことでお聞きしますが、この番号カードの暗証番号の有効期限というのは5年であります。それで、利用者証明書、電子証明書も5年であります。しし、個人番号カードの有効期限は10年、こういうことを言われておるわけですが、そうすると、もともとは10年でも、あとの部分にくっついたら5年ごとだから、結局、5年ごとに窓口に行って更新しないかということでしょうか。この辺はどういうふうに考えればいいのでしょうか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

議員おっしゃるとおり、5年ごとに暗証番号等の更新が必要になってきますので、その都度、市役所の窓口に来ていただくことになると思います。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

結局、いろんなことが今ひもつけられようとして、業務の効率化のためだと言われても、かえって手間のかかるものになってしまった。これは産みの苦しみのか何なのかわかりませんが、今、現場でやられておる方はどういうふうに思われますか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤課長。

市民課長（伊藤 嘉規君）

これから、個人番号カードにいろいろなポイント制度とかが国のほうで考えてみえると思いますので、それに伴って対応が少しずつ増えてくるかと思えますけれども、住民の方に迷惑をかけないように頑張って対応していきたいと思っております。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

今回の印鑑証明の発行の際には、結局は個人番号カードを使用してとなっていますけれども、コンビニ交付の手続では、個人番号は基本的には取り扱わないこと、こういうふうになっているわけです。何のことか一般的にはわからんのですよね。

それで、個人番号カードに入っている情報は基本的には使わずに、本人確認は個人番号カードの横にある利用者証明用電子証明書を使用することになっていることで、個人番号カードのICチップ内に別のIDを入れて、それを使えば個人番号が使用したことにはならない、こういうことを政府は言っとるわけですね。

しかし、当然、リンクさせることは容易なわけでありまして。昨今いろいろ外部的な情報漏えいに対してはいろんなシステムをやられているんですが、昨今の実情を見ると、内部のほうから自然的に出ていっていったというようなこともありますので、次々この番号のひもづけを行っているわけですが、制度開始以来、民間再委託による情報の漏えいは何度も繰り返されているわけでありまして。裁判でも現状の安全対策で漏えいを完全に防ぐことは困難、こういうふうにご間の裁判の中で裁判所のほうも指摘されています。

本当に窓口の方も、今、大変な思いをされているわけです。実際にはカードの取得者も12、3%のところだということになっています。いま一度立ちどまって見直すべきであるということをお願いして、発言を終わります。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

これで質疑を終わります。

議案第64号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 多 数 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

賛成多数であります。

よって、議案第64号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり承

認されました。

次に、議案第65号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

令和元年12月清須市議会定例会提出案件の25ページをお願いいたします。

議案第65号

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日提出

清須市長 永田 純夫

提案理由になります。

この案を提出するのは、清須市清洲総合福祉センターを構成する清須市清洲福祉センターの休館日を変更するため、所要の規定を整備する必要があるからです。

はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

清洲総合福祉センターは、一般市民やボランティアグループなどが利用する福祉センター、清須市シルバー人材センターが使用する清洲高齢者生きがいセンター、障害者の就労継続支援センターが使用する清洲障害者生きがいセンターの3つの機能を有する施設からなる複合施設で、それぞれの施設の休館日が異なり、市民の方から休館日がわかりにくくなっておりました。今回、清洲総合福祉センターを構成する施設の休館日を統一することで利用者への利便性を高め、施設の休館日を明確にするために改正するものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

加藤委員。

加藤 光則委員

今回、総合福祉センターの休みの日を変えるということでもあります。指定管理者制度を用いた公の施設の管理運営のあり方では、「公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その

利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設であり、多様化する市民のニーズにより、効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています」と、こういうふうに総務省の局長の通知でも書かれているわけであります。

そこで、お聞きしますけれども、経費の節減ということはよくわかるわけですが、市民サービスの向上を図るといふ点からはどういうふうに考えられているのかお聞きします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

日曜日は休みが多数であることから、施設整備の故障が日曜日に発生した場合、迅速に対応ができないこともあります。そういうような形でありまして、普段、土曜日・日曜日、センターの管理者につきましては、社会福祉会の協議会の者が休日出勤をするようなことを行っておりますので、平日、社協の職員体制が手薄になることもありますので、なるべく市民の方の利便性を高めるような形で、今回、休日を変更させていただくものでございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

言わんとしたことはわかります。それで、あえてお聞きします。

公の施設の休館日や開館時間等のあり方について、当初、設置目的に照らして利用者ニーズが変わってきていないかとか、利用者から何を求められているのか、こういう利用者の視点に立った、今回、休みの変更に当たって1つは検討も行われたのかどうか。

それから、利用者ニーズを十分踏まえた上で、市民がより利用しやすい施設としての改善を図るために幅広い視点から検討を進めて休館日の見直し、これを行われたのか。

私、さきの議案質疑でも指定管理者の問題で言ったわけですが、今回、社協さんだといふところで、どちらかというと、今、答弁された中身を聞くといろいろメンテの面で、業者が休みだとか、社協さんの休日出勤だとか、こちら側の理由で変えたようなところと、あとは経費の節減というのが非常に重きを置かれたように聞こえてきますので、そこら辺のところはどういうふうに考えられたのか質問します。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

先ほど次長が答弁した内容をきっかけに議論のほうを始めさせていただきまして、利用者ニーズの調査、利用者に対するアンケート、また、非利用者に対するアンケートも含めてどのようなものが一番いいでしょうかと、我々はこのように考えていますけれどもというように話をお伺いしたところ、日曜日の利用がなくなるということです。日曜日に利用してみえる方々が、また今度新たに月曜日が開館になりますので、そういったところで、たしかに日曜日しか来れない方というのもおみえになるかもわからないですけれども、全体的な御意見として、仕方がないねというような御理解はいただいて、このようにさせていただいたということになっております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

今日、課長がおみえにならないので、詳しいことは課長のほうがわかつたかもしれないですけども、気になるのは仕方がないなというのと、日曜日の利用しかできん人がどれぐらいおるのか、その辺も調べられたと思うわけです。

もう1つ、それの上で気になることは、日曜日が休館となって、あそこの施設のそれぞれ個別にいろいろ部屋があるわけですが、代替施設が他の市内の施設であるのかどうかという、その辺はどんなところを考えられているのでしょうか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

基本的に、日曜日に利用してみえた方が、また引き続いて日曜日に何かやりたいという方々については、市民センターのほうでの対応ということで考えております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

そしたら具体的にいきます。

子育て世代の世代間の交流のスペースがあるのと、あと、特異なところでは調理室があるのかな。そのところはどうか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

当局、答弁。

社会福祉課課長補佐（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木でございます。

調理室の利用に関しましては、定期的に使っていただいている団体さんがおみえになりませんので、土曜日、開館日のほうで対応は可能かと思われま。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

そういう質問じゃなくて、日曜日に他のところを使う場合に、使えるような場所はあるのかという質問です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今、答弁がありましたように、日曜日に定期的に調理室を利用してみえる方はおみえになりません。

新たに日曜日に調理室を利用したいという方については、当然、そこは閉館になっておりますので、あるのかと言われると、今のところはなくなるということですね。日曜日に調理室を使いたい事業については、特に施設としてはなくなるということです。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

清洲の昔の役場の横にあった保健センターとか春日の公民館とか、ほかにもあったような気がするんですけど、あそこって使えんのですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

今、委員が言われました春日公民館のほうは、調理室は使えるそうですが、市民センターにつきましては使えないということ把握しております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

代替施設は日曜日もあるということで理解してよろしいですね。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

そのような認識であります。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他に質疑のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

これで質疑を終わります。

議案第65号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

全員賛成であります。

よって、議案第65号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第67号 工事請負契約（（仮称）西枇杷島児童センター新築工事）の一部を変更

する契約の締結について説明をお願いします。

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

提出案件の29ページをお願いいたします。

議案第67号

工事請負契約（（仮称）西枇杷島児童センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更することについて議会の議決を求める。

令和元年12月2日

清須市長 永田 純夫

契約金額 変更前1億8千576万8千円、変更後2億1千159万9千728円

1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

今回の契約変更の金額の理由について説明をさせていただきます。

1点目の青色の箇所につきましては、西枇杷島児童センター新築工事に伴う歩行者通路及びにしばさわやかプラザの第3駐車場の整備に当たり出た掘削土の処分に際し、基準値を超える砒素が確認をされました。その後、児童センター建築場所や広場などを含め3か所の調査を行った結果、児童センター建設の位置のみ砒素が検出をされました。汚染された掘削土及び杭の汚泥として処分とする経費については当初の契約締結に含まれていなかったため、追加費用が必要となったことによるものでございます。

2点目の黄色の箇所では、当初の設計では図面下の老人憩いの家との境界にある擁壁は既存の擁壁を使用する予定でありましたが、工事を進める中で使用予定の擁壁が想定より浅く建っていたことから、強度的に再利用することができないことが判明したため、安全確保のため新たに擁壁を新設することになったことによるものでございます。

3点目の緑色の箇所では、当初、既設の倉庫に杭はないものと設計をしておりましたが、撤去をする際、杭があることが判明したため、その杭を撤去することに費用が発生したことによるものでございます。

以上、全て当初の建設予定には想定されていない経費が必要となったことにより、契約金額の変更の承認を伺うものでございます。

よろしくお願いたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

確認だけなんですけど、今回、9月26日の全協の資料も用意していただいたんですが、まず1点目、議会に追加工事を出されるについては資料が少な過ぎて、委員会でどのような揉んでいいのかわかりませんでしたので、委員長に申し出いたしまして、資料を机上配付していただいたんですが、まず1点目、掘削をした処分の際に砒素が検出されたということなんですけど、工事前には検査はされてないんですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

工事前には検査はしてありませんでした。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

すると、掘削土の処分の際ということは、どこかに移動した後に判明したということですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

まず、こちらの全協資料の図面のほうになるんですが、まず、さわやかプラザの第3駐車場のところですね、児童館を新設するところに当たりまして、児童が安全を確保するために歩道確保、2メートルセットバックするためにさせていただいた、このところを盛り上がっていた土地につきまして処分をさせていただくことになっておりました。そちらのほうの処分をする際に検査をしたところ、砒素が見つかったということでございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

現地で調査をされたということですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

処分する際に検査をしたということを聞いております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

この現場に限らず、工事をやる前に検査をせないかんという義務はないわけ。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

確認を面積要件とかいろいろあるかと思うんですが、例えば、土壌汚染法によって確認をするに当たりますと、3千平米以上の面積が形質変更がある土地であるとか、有害物質の特定施設であったというところですね、事業所があった敷地につきましては、そういうところは検査をすることがあるかと思いますが、今回、工事をさせていただく部分につきましては、以前、建築されたものにつきましては、給食センターであったりとか、過去の経緯を見させていただきましたら西枇杷島町の役場が建っていたということもありまして、特定施設ではなかったということで検査のほうはさせていただいておりませんでした。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

もう一度繰り返すんですけど、理解が低いので申しわけないんですけども、現地で搬出前に調査をされた、そういうこと。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

業者のほうからは、搬出をした後の処分をしたときに検査をしたとき、当然、土を処分するときに検査等を行いますので、そのところで砒素が見つかったというふうに報告を受けております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

すると、搬出先で判明したということですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

業者のほうからそのように聞いております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

9月の全協のときに、私、質問したんですけど、砒素だけしか出ない場合、自然由来というのがこの地域では多いわけで、清須市でも以前、実際、グラウンドの整備に当たり自然由来の砒素が検出されたということがあったんですが、そのときの処分の仕方が今回と違うわけですね。

現地内で処分をしない理由は何です。処理をしない理由。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

先ほども申しあげましたように、当初の予定といたしましては、掘削をしたところの土地につきましては再利用する予定ではありましたが、その量が多いところに関しましては、どうしても処分をしないところが出てきておりますので、そちらにつきましては今回処分をさせていただい

たということで、処分をする際に調査をされたというところで聞いております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今ここに654平米と汚泥処分が74平米出ているわけですけど、この数字というのは、今、現地にはないわけ。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

今、委員が言われました処分の654立米と汚染土の汚泥の処分の74立米のところなんですが、今後処分する量も見込んだ形の数字になっております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

現時点で現場には何立米残っているの。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

大変申しわけありません。今現在ですけど、細かな数字、何立米までというところについては、申しわけありません、現時点では把握はしておりません。ただ、まだ処分のところに残っているところは、私どもは昨日も現地を確認させていただきましたが、残っております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今、現地で山積みになっているものが汚染土なんですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

そちらも含めた形になっております。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

計算すると、立米2万円ちょっとかかるのかな。1.1倍とか1.8倍というのは、極めて僕は自然由来のものだと思うんだけど、その判断ですよ。現場内で処理をしていくということも今あるわけですよ。今回搬出して土壌汚染の処理をするということ決められた根拠というのは何ですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

やはり砒素があるところになりますと、子どもさんが使う施設ということもありますので、安全面を一番に確認をさせていただきまして、その部分に関しましては処分をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今、言った汚染・汚泥、これを説明してもらえ。汚染・汚泥とは何ですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

汚泥につきましては、児童センターを建てる時の杭を打ち込むところにあります。当然、その杭を打ち込むときに処分の汚泥のほうが出ることになりますので、その部分でございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

9月の時点で公表された2か所から検出されたというところの調査箇所②については、その後ということですか。杭を打った後に調べられたということ。杭はいつ打たれたの。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

それは杭を打つ前でございます。あくまでも調査時点ですね、調査箇所の1番のところで確認がとれましたので、先ほども説明をさせていただきましたように、子どもさんの安全を一番に考えさせていただきまして、2番の建物を建てるどころ、あとは3番の駐車場のところと、4番のこちらのほうは園児の広場として使わせていただくところでありますので、そちらのほうの検査のほうをさせていただきました。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これは検査後ということで、この汚泥は現時点では場外には出てないわけですよ。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

まず、処分するところまでは持っていっているということは聞いております。ただ、そのところに置いているわけにはいけないものですので、また、そのところで広がるということもあるかと思っておりますので、まずは処分処理施設のところに一時的に置かせていただいている。そっこのほうまでは搬入はさせていただいているところでございます、一部は。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

さっき聞いた根拠は。処理の仕方を決めた根拠は。安全のためはわかりますよ。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

当局、答弁。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課の犬飼です。

汚染された土を現場内で使わないというのは、土壌汚染対策法のほうで規制がかかっておりまして、使えないということになっておりますので、汚染土として処分するということを決めました。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

まるっきり本当に素人で申しわけないんですけど、前にグラウンドで検出されたときは、自然由来のものだからということで、あのときは搬出処分してないよね。今回は搬出して処分せないかんというのは、その辺のことがわかれば教えていただきたいんだけど、どのような差があるのか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

グラウンドといいますと、児童センターのことですか。

伊藤 嘉起委員

清洲の中学校の。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

清洲の中学校のことですか。

伊藤 嘉起委員

給食センターをつくるときにグラウンド移転しましたよね。そのときにも砒素が検出されて、たしか僕の記憶では50倍ぐらいだったかな。かなりの濃度の砒素が検出されとるわね。今回は1.1、1.8しかないのに場内で処理できないというのは理解できんだけど、その差というのは何があるの、直接この議案とは関係ない話で申しわけないんだけど。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

前回の処分のやり方というのは、私、細かいことはわからないんですけども、恐らく今、議員が言われたように、その場で使ったということであれば、恐らく天地返しをした上で、下のほうにそういうのを入れて、表層部分は新しい土でカバーしたということなのかなというふうに推測します。

今回の場合は、天地返しするまでのところの掘削には至りませんので、表層をとった部分については捨てて、今まで使おうと思っておったものが使えなくなりましたので、今度新しく購入土で高さ調整をするために土を入れておるという形で処理のほうはさせていただいております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

すると、これは土壌汚染が検出された後に杭工事をやられたと。その時点では、当局としては、場外で処理をするということは決定されてみえたということですよ、時系列で見ますと。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

委員の言うとおりでございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これは工期的に間に合います。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

先ほどもお伝えさせていただきましたが、現場は管理者のほうと毎週交流を図りながら、現状の進捗状況を確認させていただいておりますが、特に工事が遅れるということは聞いておりません。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

課長が言われるように、子どもたちを預かる安全が当然の担保として置かれる必要がある場所ですので、ただ残念なのは、市が正式に父兄に伝える機会というのは今後持たれるの。このように汚染物質が出たけども、安全は確認されておりますということはどこかで父兄の方とか地域の方に説明される。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

敷地内の安全性につきましては、砒素が検出されたことにつきましては、整備後、駐車場にすということ、児童センターにつきましてもアスファルト舗装をさせていただくということでコンクリートで覆われていきますので、特に砒素がにじみ出てくるということは想定はしておりませんので、今のところ私どもとしては、公表のところに関しましては考えておりませんが、いろんな御意見があるところであれば、また、そのような対応はさせていただくのはあるのかなど。現時点では、今のところは安全面は完全確保されておりますので、想定はしておりません。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その点についてはよろしく申し上げます。

参考図面でいうと②になるのかな。外構擁壁の変更としてあるんですけど、設計変更の内訳書を見ると40メートルと書いてあるわね。どう見てもこれは40メートルもないわね。どう見ても12メートルかそこらじゃないの。40メートルというのはどこの部分ですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

今回、図面を見ていただきますと、確かに今、言われました黄色の部分のところであります。

そちらに踏まえまして、青色の箇所のにしびさわやかプラザの第3駐車場の道路に則している面のところですが、ここのところを一部、高さを調整させていただいているところがありますので、その金額も含んだところで40メートルというふうにかかせていただいております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

申しわけない、私、スケールを持ってはかったわけでも何でもない。先日、私ども地域のほうが、さわやかプラザで自主防災の訓練をやらせていただいたときに、この境目のところを見ておりましたけど、これ全部壊されて、奥まで行くとそのぐらいの距離になるんですわ。今、言われたところというのは、高さを変更されたの。その部分というのは明細についてきてないんだけど、高さの変更ですか。これは位置の変更じゃないの。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課、犬飼です。

こちらの高さの変更の部分につきましては、位置の変更ではなくて、高さを変更しております。擁壁20センチほど設計よりも高く変更をしております。今回ここに上がっておりませんが、高さの変更というところで、今回、ここの図面に載せておりますのは、老人憩いの家の部分を新設するというので、新設する部分を代表して図面に載せさせてもらっております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その明細出ません、どの部分を20センチ上げる必要が出てきたのか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課、犬飼です。

20センチ上げた部分につきましては、図面でいいますと、青色で囲まれた西側道路部分の擁壁、上からいいますと止まれの部分から下の青い線のところまで、長さでいいますと、27メートルになります。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その20センチ上げた理由は何ですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課の犬飼です。

20センチ上げましたのは、今回、土壤汚染が判明いたしまして、少しでも汚染土の搬出を少なくするために地盤高を調整しております。その関係で、地盤高を10センチほど当初の設計よりも上げた形に変更しまして、その関係上、擁壁を20センチ高く変更をいたしました。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その20センチ上げなかったら、汚染土はもっと立米数が増えてるということ。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課、犬飼です。

議員がおっしゃるとおりです。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

さっきの課長の話と食い違うような気がするんだけど、僕だけかもわからんけど、子どもを預かる場でもあるので、より安全に安全を期してしっかりやるんだと言いながら、20センチ上げればこんだけで済むから、立米数はどの程度変わるの。20センチ上げるのが、どうしても上げないかんという理由がもしかしてそこにあるなら、それ以外の理由じゃないの。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

犬飼課長補佐。

子育て支援課課長補佐（犬飼 剛志君）

子育て支援課、犬飼です。

10センチ地盤高を調整することによってどれだけの汚染土が出るのかというのは把握しておりません。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そもそも上げる理由は、汚染土を抑えるためにと言われるなら、これは当然把握しとらないかんわね、どちらが有効なのか。その中で子どもの安全度も考えながら安く上がる方法を考えられたということでしょう。そこが20センチ上げる見直しの根拠になっているわけだから、その差は当然計算されているわけでしょう。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

当初この話が出て、先ほど申しあげましたように、汚染土の搬出を抑える方法として地盤高を10センチ上げるというところを選択させていただきました。その過程において、幾ら幾ら増えるからということではなく、10センチ掛ける面積部分の立米数が当然出てきますので、その金額はざくっとでありますけれども、百万円単位が上がりますよというような話は聞いております。

10センチ上げて、それに伴ってフェンスが20センチ上がってきたというところでありまして。以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その点はまた今後、機会があれば質問させていただきます。

これは今回の議案に出されて、これが承認されると工事を発注すると、そういうことですよ。先行でやってみえる部分とか、例えば、倉庫の下の杭は抜いちゃったとか、そういう部分はない。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援、加藤です。

大変申しわけありません。杭のところだけは駐車場整備のところ、そこだけは大変申しわけありません、先行させていただいたところはあったかと思えます。それ以外のところはありません。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

休憩に入らせていただきます。

暫時休憩で。

（ 時に午前10時21分 休憩 ）

（ 時に午前11時36分 再開 ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは、休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。

当局からの説明を求めます。

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

先ほどの杭抜きについての御説明のほうをさせていただきます。

基本的に今回の議案につきましては、契約額の議決でございます。そのもろもろの内容については、我々が工事する中で契約額の範囲内でやっていく裁量は持っているというふうに理解しております。

今回、杭抜きの工事をゴーサインを出したその時点におきましては、我々としては契約金額の範囲内で工事ができるという判断の中で杭抜きのほうの工事のゴーサインのほうを出させていた

だいた。工事が進む中で、業者との調整の中で、その部分については丸々の新規ということですので、変更契約をしていただきたいということで、我々が認めて今回の議案になったということですので、杭抜き工事を先行してやったということについては問題ないというふうに考えております。

引き続きまして、今回お出しさせていただいた資料につきまして、修正のほうを加えたいというふうに当局のほうは考えております。ですので、そこら辺の修正等も含めまして、一度、委員長のほうに御配慮いただきたいということを申し述べたいと思います。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

今、答弁がございましたけれども、本日、この議案に関しては審議が進められないということになります。なので、後日、議会運営に諮った上で会期中に改めて資料の提出を受けた上で公平な正確な審議をするということを進めたいと思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

御意見があれば。

（ 「異議なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

そういうことで、この議案に関しましては、本日未了ということでございます。

また、残り案件ございますけれども、時間になっておりますので、一旦お昼の休憩に入らせていただきます。

午後1時ちょうどを再開時間といたしまして休憩させていただきます。

よろしく申し上げます。

（ 時に午前11時38分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、議案第70号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第6号）案所管分について、歳入歳出続けて説明をお願いいたします。

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。よろしくお願いいたします。

令和元年度一般会計補正予算福祉委員会分の所管分につきまして、私のほうから一括で朗読説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度一般会計補正予算書及び説明書の4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為の補正になります。

追加項目として、社会福祉法西春日井福社会障害者共同生活援助施設用地取得資金借入金元利償還補助金、期間については令和元年度から令和11年度までで、限度額は3千17万円になります。

続きまして、社会福祉法人西春日井福社会（仮称）第6特別養護老人ホーム用地取得資金借入金元利償還補助金、期間については令和元年度から令和11年度までで、限度額は1億7千85万6千3千円になります。

続いて、変更項目になります。

尾張土地開発公社事業資金借入金債務保証、補正前限度額8千662万5千円、補正後限度額8千672万8千円になります。

一場公民館用地取得事業（尾張土地開発公社）、補正前限度額8千662万5千円、補正後限度額8千672万8千円になります。

引き続き、令和元年度一般会計補正予算に関する説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入の部になります。

17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、補正額100万円の増、2節児童福祉費寄附金で、民間団体からの児童福祉費に活用していただきたいとの寄附金の増でございます。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

はねていただきまして、10、11ページをお願いいたします。

下段になります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額255万1千円の減、2節給料から4節共済費までになります。人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の減になります。

はねていただきまして、12、13ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額185万9千円の減、2節給

料から28節繰出金までになります。人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の増、並びに人事異動に伴います国民健康保険及び介護保険特別会計への職員給与費の繰出金の減となります。

2目障害者福祉費、補正額1万4千円の増、23節償還金、利子及び割引料で、前年度の障害児入所医療費等負担金の精算に伴います国・県費の返還金の増となります。

5目社会福祉施設費、補正額7万5千円の減、3節職員手当等及び4節共済費で、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の減になります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額232万6千円の増、2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の増になります。

3目保育所費、補正額4千20万4千円の減、2節給料から18節備品購入費までになります。人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の減並びに事業費では、18節備品購入費において民間団体からの寄附金を活用させていただきまして、各保育園にて遊具の備品を購入するものでございます。

はねていただきまして、14、15ページをお願いいたします。

4目児童館費、補正額1千217万2千円の増、2節給料から18節備品購入費までになります。人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の増。

児童館事務費では、清洲児童館の新設に向けて新たな児童館建設までの期間の仮設児童館の建設場所の調査及び建設に向けた付随検討資料の作成のための委託料となります。

また、事業費では、保育所費と同じように18節備品購入費において、民間団体からの寄附金を活用させていただきまして、各児童館において事業用備品を購入させていただくものでございます。

5目児童福祉施設費、補正額322万2千円の減、2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の減になります。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、補正額387万円の減、2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴います一般職の給与等の減になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額1千346万8千円の減、2節給料から4節共済費まで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給

与等の減になります。

はねていただきまして、16、17ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額339万7千円の増、2節給料から4節共済費までで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴います一般職給与等の増となります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額57万7千円の減、2節給料から4節共済費までで、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う一般職給与等の減になります。

令和元年度一般会計補正予算福祉委員会所管分につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

加藤委員。

加藤 光則委員

債務負担行為の補正で、追加で第6特養のことが限度額の追加で出てきています。これについては9月議会でも少しお聞きしたわけですが、その後、どういうふうに進捗というか、話し合いが進められて、今どういう段階まで来ておるのか質問します。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。

現在、土地の購入のほうの負担割合のほうが決定的にございまして、土地の売買契約を令和2年1月中旬に契約を結ぶ予定になっております。

また、施設のほうは、実施設計中でございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

負担割合ということを言われたんですが、どんな状況で、どういうふうに決まったのか質問します。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

第6特養の負担割合は、土地の購入につきましては2市1町で負担することになります。清須市の負担割合は39.42%、北名古屋市は43.76%、豊山町は16.82%という負担割合になっております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

負担割合はいろいろあると思いますが、非常に細かい割合、これはどういったものに算出されて出されたのか質問します。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

こちらのほうは第5特養の建設時の負担割合の算出方法と同じになっておりまして、均等割を25%、人口割を35%、基準財政需要額割を35%、高齢化率割を5%で勘案した割合となっております。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

わかりました。

それで、土地の値段が大体決まってきて、こういう負担割合でということですね。

話し合いが進められて、22年4月開所ということで当初進められておったんですが、それは変わりはないのでしょうか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

開所は、令和4年4月1日になります。開設予定となっております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

時期的には、目標と変わりはないですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

予定どおり進んでおります。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他、質疑のある方、挙手をお願いします。

加藤委員。

加藤 光則委員

8ページのところを聞いたかったんですが、例えば、子ども・子育て支援臨時交付金なんかは総務になるんですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

こちらにつきましては教育委員会の所管分になります。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

わかりました。

後でまた聞くとしまして、そしたらですね、15ページ。

清洲児童館事務費、これは調査云々ということで、今後建て替えをするということでもあります。

この事務費、さっき言われたんですけど、どういった中身でこの予算が組まれたのか、もう少し詳しくお話しいただきたいと思います。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。

児童館の建て替えを、今、前回のほうから検討させていただいておまして、整備の調整をさせていただいている中、清洲児童館につきましては新たなところですね、今の位置に建て替えというふうに検討をさせていただいているところでございます。

そうしますと、今の児童館を建て直させていただきますと仮設児童館の建設のほうが必要になってくるかと思っております。仮設児童館の候補地といたしましては、農協の跡地か学校の敷地内というような2か所を今のところ想定をしておりますが、ただし、仮設児童館の建設に当たりまして、学校教育施設内の場合とか農協跡地にいたしましても河川等がありますので、そういうところを勘案しまして、いろいろな事務手続が必要ということで、そちらのほうの業務委託の予算計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

建て替えに当たって、今、言われたんですが、場所的には仮設をどこに建てるかということで、建て替えの場所は今の場所もポンプ場とかいろいろなことも出てくるかと思うんですが、今の場所がベストだという結論は出とるわけですね。少し移動させるとか、大きさの問題とかいろいろ出てくると思うんですけども、今の場所というのは決まりですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

今、委員が言われましたように、以前御質問のところでもどのような形で検討していくというところで、各部局と連携しながら、集まりながら、お話を進めさせていただいているところなんですけど、まず、建設用地の農協跡地というところもあったんですけど、そちらにつきましては、西清

洲ポンプ場の整備事業のほうも並行して進んでおります。そちらのほうの事業を進めるに当たりまして、堤防からの搬路をつけ替える工事等が計画されておりますので、そちらの搬路のほうも農協跡地のところになりますと、敷地内に入ってくるであろうということもありますので、児童館の敷地内を確保するのはなかなか難しいのではないかとこのところでもあります。

そういうこともありますし、あと、西清洲ポンプ場の事業の完了までが一番早くても令和8年度以降というふう聞いておりますので、そちらのところまで今の児童館の建設は持ちこたえるのは難しいというところも総合的に勘案させていただきまして、今の現在地のところに建て替えというふうな形である程度のお話を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

本当に早くやらないかん事業、これもよくわかるんですけども、今、帰りがけに西枇の児童館をつくる場所を見てきたんですけど、それに比べたら、本当に今の規模からしたら、小学校の今の場所に建てるっていったら、敷地面積からしたら上へ積むしかあれへんような形になると思うんだけど、その辺はどういうふうに検討されておるんですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

その面積も含めまして、今回、調査費の中で検討させていただいているところでありますので、今回、補正予算で計上させていただきました委託費の中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

十分検討して、何がベターよりもベストな方向で、並行してポンプ工事があるということもあるんですけど、面積的に本当にあそこでできるのかなと思いますので、まだまだ人口も増えてきますし、体育館も使ってやっているような状況もありますので、本当にしっかり検討していただくということを今日の時点をお願いしておきます。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今、次長が答弁させていただいたことについてつけ加えさせていただきますと、新しい児童館の建設用地につきましては、現在の児童館の用地に新たに建て直すというような方向で決定のほうはさせていただいております。

今、加藤委員が言われたように、面積的なところでという話がありましたけれども、実質候補として、先ほどの答弁にもありましたように、農協跡地のところの候補もありました。搬路ですとか、そういったことも考えつつ、実際、図面的に落としても、そこで今の児童館用地同等の面積を確保するのは難しいのではないかと。また、位置的なことも、入り口ですとかいろいろ総合的に勘案して、農協跡地のほうではなく、今の児童館の用地に建て直すというような判断をさせていただいております。

今回の予算につきましては、現在の公民館用地に建てるということになりますと、おのずと仮児童館が必要になってきますので、その場所の調査ということの予算要求というふうになっております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

今のところに建てるということで、いろいろ考えたけど、そうなったみたいなんですけど、しかし、人口規模や子どもたちの人数もすごく多いの御承知のとおりでありまして、西枇杷なんかもいいものをつくられて、非常によかったなと思うんですけども、縁側をつけたり、子どもたちが遊ぶ空間を設けたりとかいろいろやっていますよね。清洲の場合は、そういう状況が土地面積的にないということも、今、言われたんですが、隣も小学校ですし、ポンプ場のところも公共施設ですし、駐車場もつくられると思いますが、いろいろ後からでも考えていけるように同時並行で進めていくんですけども、同じ公共物として後からいろいろ空間的なもので融通し合えるような考えも1つ検討の中に入れていただけてつくっていただきたいというのが、今いろいろ聞いた中での感想ですので、ひとつ検討のほうをよろしくお願いします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今、候補地が決定したということなんですけど、清洲庁舎の跡、あれ、僕も離れているかなと思ったら、結構、学校から近いんですね。地元のお母さん方の話を聞いても、あそこなら土地も余裕があるじゃないかと。そこは検討の余地はなかったわけですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤次長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（加藤 久喜君）

子育て支援課の加藤です。

今、委員が言われました、そっちのほうも検討はさせていただいたところでございます。

ただし、今、距離のところのお話があったかと思いますが、今回、西枇杷の児童センターのところを建て替えることに当たりまして、今までの放課後児童クラブを利用するに当たりまして、距離が遠いというところの安全面とか含めた形で、今、進めさせていただいていたところでありますので、清洲児童館のところにつきましても、子どもの安全のための移動の中から考えますと、学校のグラウンド内を通過して放課後の居場所のところの児童館に行くに関しましては、その場所が一番適切だというふうに判断をさせていただいております。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他に質疑はございませんか。どのページでも結構ですが、よろしいでしょうか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

これで質疑を終わります。

議案第70号 令和元年度清須市一般会計補正予算所管分について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

全員賛成であります。

よって、議案第70号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第6号）案所管分については、

原案のとおり承認されました。

次に、議案第71号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、歳入歳出続けて説明をお願いします。

答弁をお願いします。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

保険年金課の篠田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第71号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

それでは、34、35ページをごらんください。

歳入の内容について説明をさせていただきます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額135万3千円の増額、国保業務におけるオンライン資格確認等の実施に向けた電算システム改修に対する国庫補助金でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額86万4千円の減額、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う職員給与繰り入れの減額でございます。

1枚おめくりいただきまして、36、37ページをお願いいたします。

歳出の内容について説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額48万9千円の増額、37ページ、節の欄、2節給料から13節委託料までで、内容につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う人件費86万4千円の減額、国保業務におけるオンライン資格確認等の実施に向けた電算システム改修に係る経費135万3千円の増額でございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

加藤委員。

加藤 光則委員

オンライン資格確認という業務ですと。また、マイナンバーの個人番号が気になるわけですが、もう少し中身を詳しく御説明いただきたいと思います。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

今回の補正についてですが、オンライン資格確認というのは、将来的にはマイナンバーを持って、国民健康保険証がなくても受診ができるという形に持っていくためのことで、今、国保番号というのは世帯番号になってまして、そこに枝番、例えば、世帯主であれば01であるとか、奥様では02とか、そういう枝番をつけまして、個人番号に対応できるような改修を行うということになります。

以上でございます。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

個人番号の様々な個人情報とのひもづけ、まさにプライバシー侵害などを引き起こす可能性を高めていくということでの危険性があるものであります。

今、言われたように、政府は個人番号は一方では安易には見せてはならない番号だ、こう説明してきたわけですがけれども、マイナンバーカードを保険証の代替品利用となれば、医療機関の中に個人番号が持ち込まれる、こういうことになるわけでありまして。

マイナンバーカードの医療機関での使用頻度というのは最も高くなる。また、病院内での紛失やトラブルが増えていく、こういうことは想像できるわけでありまして。

さらには、印鑑証明でも言いましたけれども、高齢者の患者などの皆さんが自力でカードを読み込む手続きができない、こういう方々も出てくるわけでありまして。まさに医療保険のオンライン資格確認の導入により、健康保険証とマイナンバーカードを使える仕組みとするためのこういった先行整備にするための今回の予算には私は反対です。

以上であります。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

他に質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

これで質疑を終わります。

議案第71号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 多 数 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

賛成多数であります。

よって、議案第71号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第72号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、歳入歳出続けて説明をお願いします。

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。

令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算について御説明させていただきます。

46、47ページをお願いいたします。

歳入。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金、補正額542万5千円の増、高齢者の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するための補助金でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1千82万4千円の減、一般会計からの職員給与費繰入金の減額。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額542万5千円の減、保険者機能強化推進交付金の歳入により、介護給付費準備基金繰入金を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出になります。

はねていただきまして、48、49ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1千82万4千円の減、2節給料から4節共済費までで、人事院給与勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額の内

訳、542万5千円を財源組替いたしました。

令和元年度介護保険特別会計補正予算につきましては以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

加藤委員。

加藤 光則委員

今回、人事異動を含めていろいろあるわけですが、まず、保険者機能強化推進交付金、これを言われたわけですけれども、自立支援とか重度化防止に前向きに取り組んだ、そういった保険者に報いるものだと一般的に言われているわけですけれども、本市の状況は評価指標が61項目あったと思いますけれども、こういった額が交付されたわけですけれども、どういうふうになっておるのか質問します。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

本市の状況ですけれども、県内平均を下回っておりまして、改善を要する状況がございます。

本年度につきましては、取り組みを点検して改善を図っております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

評価指標はいろいろあるわけですが、今、平均より下回っている。特に何が下回っているんですか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

地域包括支援センター等の関係機関に保険者として主体的にかかわることが求められておりまして、そこの連携強化とか方針を明確にしてない点で点数がとれなかったもので、現在そちらのほ

うの見直しを図っております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

わかりました。

高齢化が進展する中で、保険者として地域の課題に主体的に取り組んでいく。特に、予防等の努力が求められているということだと思いますけれども、それに今、含めて取り組むようにしていくと。これは何回か出ておるような話をこの間いろいろお願いもしたわけですが、そういった形で包括支援の問題等も取り組んでいこうということで認識しておいていいですか、時期に向けて。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

加藤委員。

加藤 光則委員

わかりました。

この介護保険制度は、必要な介護が保障されて、安心して利用できる制度にするために本来なら国が自治体の公費負担、これは本当に国がまず増やしていくことが必要であるということでもありますけれども、頑張ったところにはお金を交付するよという、こういうインセンティブみたいな調整交付金、使えるものは使っていくということも大事でありますので、しっかり取り組んでいただくことをお願いして質問を終わります。

以上です。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

ほかに質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

委員の方の質問が出尽くしたようですので、委員長の飛永から質問をさせていただきます。

それでは、委員長の職を下堂菌副委員長にお願いをいたします。

福祉委員会副委員長（下堂菌 稔君）

副委員長の下堂菌です。

これより、委員長の職に当たらせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、質疑を受けます。

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

飛永でございます。

今のところの保険者機能強化推進交付金というのが、いわゆる介護保険事業の運営においてインセンティブ的に国から出ておるといってお話がありましたけれども、結果的に財源が組み替えになりましたという説明の中で、もう一回、県内平均を下回る改善が必要なことってというのは具体的に何ですかね。もう一度お願いできますか。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。

点数の合計点が満点で692点になるんですけども、県平均が446.01点で、清須市が309点という低い点数になっております。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂菌 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

これは何を示しておるんですか。勉強不足で申しわけないですけど、何を示した点数なんでしょう。

福祉委員会副委員長（下堂菌 稔君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

評価項目は大きく3つに分かれておりまして、P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制の構築が1つ、2つ目に自立支援重度化防止に資する施策の推進、3つ目に介護保険運営の安定化に資する施策の推進というふうな項目がありまして、それぞれに配点項目の指標がある状況でございます。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

今の大きな3つのところのP D C Aのことは多分見直しながらやらなきゃいけない部分があるのと、最後の介護保険の安定、これってこれから高齢化していくので、安定って何を持って安定というのはよくわからん部分があるんですけども、いろいろ見越してやっていくんだらうと思うんですけど、自立支援云々というのは、市が施策として市民に対して何らかもうちょっと具体的に努力せよという意味なんですか、これも点数が低いっていうことは。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

こちらのほうが関係機関との連携強化を図る項目の配点が多いところになります。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

関係機関との連携というのは、多分、介護・医療の連携というふうにイメージしておりますが、そういった認識でよろしいですか。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

介護・医療との連携もそうですけれども、包括支援センター等幅広い関係機関になります。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

幅広いというと、これは成年後見の制度を推進するような、そういう機関との連携も含まれますか。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

この項目の中には成年後見については入っておりませんが、具体的に地域密着サービスとか介護支援専門員、地域包括支援センター在宅医療介護連携と認知症総合支援対策という項目がございます。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

今、言われた中には、結果的に成年後見という話が出てくる話もあると思うんですけども、こういったところにはつながっているのかいないのかわからないんですけども、生活を支えるための成年後見という制度ですので、こういったこともしっかり取り組んでいただきたいと思うので、連携の強化と言われるのであれば、高齢の方の生活が安定して、どんな状況でも安定して暮らせるということになると、状況によってはこういう制度を使わなきゃいけないという部分があると思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

連携の項目の中にかけているという理由がよくわからないんですけども、今の話を聞いても。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

当局、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

現在、清須市でも地域ケア会議等を実施しているんですけども、開催計画の計画表の作成ができていなかったり、会議等は実施しているんですけども、それを公表してない点があったところで点数がとれていない状況がございます。今後そういった公表していったりだとか、計画をお示しするという事で連携が強化されて、今回の指標ですと点数は上げることが可能かなというふうに考えております。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

飛永委員長。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

今後、認知症の施策の推進法案が決まってくると、ますます市町における地域包括ケアシステムを構築した上で認知症の方を支える地域づくりというのが必要になってくると思います。それには絶対連携と風通しがいいこと、あと、やるべきことがちゃんとやれてるかということの携わる人の支え合いですよね。指摘のし合いじゃなくて支え合いしないと高齢者の一人の生活を支えていけないと思うので、今、連携と言っていたんですが、多分これからも結構ますます複雑化してくると思いますので、しっかり取り組んでいただくことと、市のほうは成年後見ということをもっとよく知っていただいて、市長の申し立ての成年後見を実際にやっている件数は幾つか聞いていますし、家族内の虐待で、虐待を受けてるほうが法的に担保されなきゃいけないという案件も多分出ているはずで、これは全国的にも出ているので、市内にも出ているはずなんで、連携というなら、こういうことを連携したいと。高齢者の方が安心して生活していけるような体制づくりを今まで以上に進めていただければと思います。

よろしく願いいたします。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

申しわけございません。成年後見についても広い意味でこの連携の中に入っております。

失礼いたしました。

以上でございます。

福祉委員会副委員長（下堂 蘭 稔君）

以上で、飛永委員長の質問を終わります。

ここで私の委員長の職を終了し、飛永委員長をお願いいたします。

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

それでは、委員長の職に当たらせていただきます。

それでは、これで質疑を終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。

議案第72号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉委員会委員長（飛永 勝次君）

全員賛成であります。

よって、議案第72号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第3号）案については、  
原案のとおり承認をされました。

以上をもちまして、本日の審議は終了といたします。

これをもちまして、福祉委員会を散会いたします。

早朝よりお疲れさまでございました。

（ 時に午後 1時39分 散会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月11日

福祉委員会委員長 飛 永 勝 次